

令和 8 年度 第 1 回 豊能町地域公共交通会議 議事録

日 時：令和 8 年 6 月 25 日（木）午後 1 時 30 分から 2 時 56 分まで

会 場：豊能町役場 2 階 第 1・2 会議室

出席者：委員 16 名、箕面市担当者 1 名、事務局 3 名

（詳細は別紙「令和 8 年度第 1 回会議出席者名簿」のとおり）

傍聴者：2 名

1. 開会

午後 1 時 30 分に開会した。

2. 《協議》地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統補助）について

（1）表記の事項について事務局より説明があった。

（2）主な質疑・意見

〔委 員〕 豊能西線は豊能町のみが費用負担している路線で、箕面市民の利用も限定的であることから、箕面市の地域公共交通計画に位置付ける必要がないということで間違いないか。

〔箕面市〕 事務局の説明のとおり、当該路線の市民の利用は限定的で、箕面市の地域公共交通計画において生活路線と位置付けるものではないと考えている。

〔委 員〕 今回の申請で 3 年目と理解するが、① 1・2 年目の補助金額②金額に変動があればその理由は。

〔事務局〕 幹線系統補助については令和 7 年度事業から申請しているため、今回が 3 年度目になっている。①事業が完了している令和 7 年度（令和 6 年 10 月～令和 7 年 9 月）は豊能町分として 9 4 9 万 2 千円交付されている。②金額の変動要因としては、令和 7 年 4 月の減便を受け、実車走行キロが短くなっていることが挙げられる。今回は減便後のため、申請額が下がっている。

〔委 員〕 令和 8 年度事業（令和 7 年 10 月～令和 8 年 9 月）は完了していないと理解したが、申請額は。

〔事務局〕 5 2 8 万 2 千円である。

〔委 員〕 【資料 1】7 頁内「軽微な変更に関し、変更の都度、協議会を開催しなくても議論を経たものとして取り扱う。」とあるが、「軽微な変更」とは、下記の箇条書き 4 点を指すのか。

〔委 員〕 お見込みのとおり。大きく申請内容の趣旨が変わることではなく、箇条書き 4 点に該当する場合のみ事務局に修正を一任いただきたいという趣旨である。

〔委 員〕 【資料 1】4 頁内の 9 項目目「住民への広報・啓発による利用促進」に取組内容の記載があるが、近年利用促進のための特に取り組んでいることは。

〔事務局〕 阪急バスのノリセツを転入者向けに配布し、公共交通の利用・啓発に努めている。今後の計画としては利用促進に向け、無料乗車券配布などの施策について検討していきたい。

〔委 員〕 ノリセツを作成しており、沿線の市町へ配布を依頼している。
また、将来的にバスに興味を持ってもらうための取組として、小中学生向け公共交通の教材を、希望する学校へ配布し、活用いただいている。
バスファンを作るために年１回お客様感謝デーを設け、乗り方教室・グッズ販売を行っている。

〔委 員〕 「住民への広報・啓発による利用促進」に対する意見を総括すると、記載内容に不足はなく、事務局や町内での取組を積極的に広報してみてもいいという認識で、表現変更を求めるものではないものと解する。

・以上、質疑応答の後、本事項にかかる異議の確認で、一同異議なしとなった。

３．《協議》道路運送法に基づく市町村運営有償運送（福祉輸送）登録更新について
（１）表記の事項について事務局（健康増進課）より説明があった。

※開始前に、【資料６】については個人情報が含まれるため質疑・応答終了後、回収する旨説明。

（２）主な質疑・意見

〔委 員〕 運送車両の３台目は、令和７年度末に国の補助金を活用して購入し、既に走行しているのでは。【資料２】には２台で運行と記載されているが、３台で運行ではないのか。

〔事務局〕 現在は２台で運行している。令和８年度中に３台目を購入して、３台運行にする予定である。

〔委 員〕 本日は３台目の購入の協議ではなく、運行中の２台の車両更新の協議という認識でよろしいか。また、３台目を購入する場合は、改めて地域公共交通会議の場で協議されるということか。

〔委 員〕 市町村有償運送を認めるか否かという点が協議事項である。法律上、「必要性」が要件となるが、【資料３】で示されている。加えて「対象者の地域と対価」が差支えなければ認めることとされている。前述の２点以外の観点で認めない場合は他事考慮となる恐れがある。台数を変更する場合は地域公共交通会議での協議を要するのか。

〔委 員〕 法的には協議・報告のいずれも要さない。事務局のタイミングで、地域公共交通会議の場で報告いただくことが望ましいと考える。

〔委 員〕 【資料３】について、移動制約のある方が全人口の１５％近くに及ぶことから、移動困窮者が多く、地域で移動支援をする必要性が高いと見受けられる。

〔委 員〕 【資料３】２．「おでかけくん」稼働実績について、稼働率１００％となっているが、運転手は足りているのか。

〔事務局〕 現状は足りている。３台目の運行を開始した際に不足する可能性があるため、広報やホームページで募集を行い、必要数を確保できればと考えている。

・以上、質疑応答の後、本事項にかかる異議の確認で、一同異議なしとなった。

→【資料６】は回収した。

4.《協議》東地区定時定路線実証運行について

(1)表記の事項について事務局より説明があった。

(2)主な質疑・意見

〔委員〕 有償運行の前に無償運行を行う理由は。

〔事務局〕 まずは無償運行で利用いただき、段階的に有償運行を開始したいと考えている。

〔委員〕 次第には協議事項と記載されているが、本件にかかる周知チラシがすでに広報とよの7月号に同配されている。協議事項ではなく報告事項ではないか。

〔事務局〕 事務局としては、有償運行の実施を協議したいと考えている。【資料7】1頁に記載のとおり、令和8年度第2回地域公共交通会議（令和9年1月下旬開催予定）にて実証結果を検証し、続行の可否を決めることとなる。

〔委員〕 交通空白地域として国からの財政支援があるのか。

〔事務局〕 特別交付税措置の活用を考えている。

〔委員〕 無償運行のみであれば地域公共交通会議での協議の必要はないと理解した。デマンドタクシーは今後も続けていくのか。通勤・通学はデマンドタクシー、通院・買い物は実証運行を利用という使い分けになるのか。

〔事務局〕 実証運行は平日昼間の通院・買物のための移動手段を目的としている。デマンドタクシーは道路運送法第4条に基づき運行しているため、継続していくものと考えている。

〔委員〕 事前予約をやめて、定時定路線にする理由は。

〔事務局〕 運行中のデマンドタクシーは、事前予約を要することが利用の障壁になっているのではないかという懸念があったため、まずは利用いただくために予約不要で需要検証をしたいと考えた。

〔委員〕 利用者としては問題ないと思うが、運行事業者としてはいかがか。

〔委員〕 運行中のデマンドタクシーが予約困難である方に対するための運行と捉え、走行地域は重複するが特に問題はないものだと考える。

〔委員〕 豊能町の交通が複雑になってきたと感じる。①すでに今回の実証運行は広報しているとのことだが、説明の場はあるのか②説明の場で、ノリセツや公共交通ご利用ガイドなど包括して説明いただけたらと思う。

〔事務局〕 今回の無償実証運行は東地区の全世帯に周知チラシを配布している。また、関連する沿線の自治会長へは個別で事前説明をした。運行開始後は利用状況をリアルタイムで把握し、速報値なども広報できたらと考えている。

〔委員〕 無償運行において、利用目標を上回るまたは下回る場合の有償運行への影響は。便によってムラはあると思うが、7便の平均をとるのかまたは個別の便ごとに判断するのか。

〔事務局〕 7便の平均で判断することを考えている。アンケートなどを分析しながら、今後の本格運行の検討材料としたい。

〔委員〕 運行経費は。特別交付税を活用するという話だったが、交通空白地域であることが要件となるのか。

〔事務局〕 トータル日数は110日で、概算で600万円を見込んでいる。特別交

付税の要件に交通空白地域かどうかは問われない。運行経費の約 8 割が措置対象となり、運行中のデマンドタクシーも含まれている。

〔委 員〕 利用目標を下回り続ければ、いずれは自治体（豊能町）負担となるのか。豊能町に交通空白地域はないのか。

〔事務局〕 廃線地域は交通空白地域と認識しているが、デマンドタクシーで対処しており、今回の実証運行についても廃線地域への対処を検討するため実施するものである。

〔委 員〕 【資料 7】 1 頁に、令和 9 年 1 月に実証結果を検証すると記載されているが、利用者・学識経験者の声を踏まえた上で検証し、地域公共交通会議の場で統括していただきたい。

〔事務局〕 利用状況を随時把握・分析できるよう集計し、利用者へアンケートをとることも考えている。学識経験者とも相談しながら検証を進めていきたい。

・ 以上、質疑応答の後、本事項にかかる異議の確認で、一同異議なしとなった。

5. その他

〔委 員〕 【その他】「地域公共交通について活発で良い議論ができる会議のために」を用いて、地域公共交通会議のあり方や、公共交通を利用することの重要性を説明。

6. 閉会

・ 午後 2 時 56 分に閉会した。